



株式会社 日新

2025 年 10 月吉日

お客様各位

株式会社 日新
海上貨物部 NVOCC 営業課
関西グローバルロジスティクス営業第二部 国際課

【重要】2025-26 年 オーストラリア・ニュージーランド向け貨物に対する
クサギカメムシ(BMSB)侵入防止措置実施に関するご案内

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2025 年 9 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日にかけて、オーストラリアおよびニュージーランドの両政府で、クサギカメムシ(BMSB)の侵入防止措置が講じられ、車両、機械及び部品等の対象貨物については燻蒸または熱処理を実施する必要があります。
つきましては、下記期間中に該当貨物の輸出をご予定のお客様は、本措置へのご対応が必要となりますので、内容をご確認の上、ご準備いただきますようお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお気軽にお問い合わせください。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象期間

- 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日(船積地での出港日基準)までに
出荷される貨物

2. 対象仕向地

- オーストラリアおよびニュージーランド

3. 適用条件 以下の全ての条件に該当する海上貨物が対象となります。

- 対象期間中に出荷される貨物
- BMSB 対象リスク国で製造、または対象リスク国から出荷される
- 政府が定める「ターゲットハイリスク貨物」または「ターゲットリスク貨物」に該当する

※対象貨物に該当するか、各国の政府機関ウェブサイトをご参照ください。

- オーストラリア政府 農林水産省:
<https://www.agriculture.gov.au/biosecurity-trade/import/before/brown-marmorated-stink-bugs>
- ニュージーランド 第一次産業省(MPI):
<https://www.mpi.govt.nz/import/vehicles-machinery-parts/brown-marmorated-stink-bug-requirements-for-importers>

4. 荷送人様にご対応いただく手続き

- BMSB 申告書・燻蒸証明書のご提出:

対象となる貨物については、弊社から荷送り人様に BMSB 申告書のご依頼致します。
申告書に必要事項をご記入いただき、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

5. 注意

- 必要書類が揃わない場合、貨物が倉庫で保留となり、
保管料等の費用が発生する場合がございます。
- 申告内容に誤りがあった場合、仕向地での罰金や延滞料など、
全ての費用が荷送人様の負担となりますので、十分にご注意ください。

以上

お問い合わせ

海上貨物部 NVOCC 営業課 TEL 03-3238-6576
関西グローバルロジスティクス営業第二部 国際課 TEL 06-6228-4355